

請 願 書

請 願 番 号	第 2 2 号	受 理 年 月 日	令 和 5 年 2 月 1 7 日
請 願 者	住 所 ○○○○○○○○○○○○○○ 代 表 者 埼 玉 有 志 子 ど も の 笑 顔 を 守 る 会 堀 江 有 香		
紹 介 議 員	井 上 智 則、海 老 原 直 矢、池 田 達 生		
付 託 委 員 会	文 教 経 済 常 任 委 員 会	結 果	採 択

1 件 名 市内教育機関等においてマスク着脱を強制しないことおよび黙食指導の見直しを求める請願書

2 要 旨 令和4年10月19日付け事務通知『マスク着用に関するリーフレットについて（更なる周知のお願い）』（文部科学省）、令和4年12月2日付け教保体第1337-1号『マスクの着脱に係る児童生徒等への適切な対応について（依頼）』（埼玉県教育委員会）の主旨に基づき、児童生徒のマスク着脱はともに強制するものではないことを市内の教育機関等（※）に周知徹底するとともに、マスク着脱による偏見や差別などによるいじめが発生することのないよう教育委員会および所管課は定期的な確認とともに適切な指導を行うこと。

また、令和4年12月1日付け教保体第1362-2号『「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更等について（通知）』（埼玉県教育委員会）の主旨に基づき、児童生徒に対する黙食指導の見直しを各学校に徹底し、教育委員会は定期的な確認とともに適切な指導を行うこと。

3 理 由 国および県の、教育機関等におけるマスク着脱や黙食といった対応の方針は、新型コロナウイルスの特性の変化に伴い当初の厳格な対応から一部変更されている。まず、マスク着脱については、令和4年10月19日付け事務通知『マスク着用に関するリーフレットについて（更なる周知のお願い）』（文部科学省）、令和4年12月2日付け教保体第1337-1号『マスクの着脱に係る児童生徒等への適切な対応について（依頼）』（埼玉県教育委員会）において、「本人の意に反してマスクの着脱を無理強いすることにならないよう、丁寧な周知をお願い」「児童生徒及び保護者に対し、マスクを着用すること、着用しないことは、ともに強制するものではないことを丁寧に説明すること」とされている。また、令和4年12月1日付け教保体第1362-2号『「新型コロナウ

『イルス感染症対策の基本的対処方針』の変更等について（通知）』（埼玉県教育委員会）において、飲食の場面における感染対策については、「座席配置の工夫や適切な換気の確保等の措置を講じた上で、給食の時間において、児童生徒等の間で会話を行うことも可能」とされている。

しかしながら、上尾市内の教育機関等では、いまだに当初の厳しい対応が継続されている例が散見される。未就学児については「他者との距離にかかわらずマスクの着用を一律には求めない」とした厚生労働省の方針に反しマスクの着用を事実上一律に求める例も報告されており、小中学校においても発達上の理由や身体的・精神的理由によりマスクを着用できない場合があるにもかかわらず、同様に事実上マスクの着用を一律に求める指導が行われることで、実際に不登校状態にある児童生徒も生まれている。黙食についても、県のガイドラインに反した指導を児童生徒に行っていることが報告されている。

このようなことを踏まえ、国および県の方針に基づき、（１）養育機関等への「マスクの着脱はともに強要するものではない」ことの周知徹底、（２）黙食指導の見直しの各学校への徹底、ならびに（１）（２）の事項について教育委員会および所管課として定期的な確認を行うとともに、対応が不十分である場合には適切な指導を行うことを求める。

※幼稚園、小学校、中学校および保育所、ならびに公民館、図書館、児童館のこと。